「弘前商工会議所会報」チラシ同封利用申込要項

弘前商工会議所

1. 弘前商工会議所会報チラシ同封サービス(以下、「当サービス」という。)は、弘前商工会議所（以下「当所」という。）が毎月 15 日に発行する「弘前商工会議所会報」に、会員事業所等の販促等に係るチラシ等を同封し、当所会員に周知を企図することで、相互の経営の発展に資することを目的に実施します。

2. 当サービスを利用する際の折込物のサイズは A4（折りなし)、A3（2 つ折り）とします。実施の公平と有効性を期するため、毎号 1 事業所 1 枚、最大 10 社までの受付とし、先着順とします。

3. 当サービスの利用は、原則として、当所会員に限らせていただきます。

   但し、当所会員であっても、当サービスの利用を希望する時点において、申込み当該年会費の未納がある場合等は、利用をお断りします。

   なお、公的機関からの申し込みの場合や、会員以外で当所が折込みを認めた場合など、例外的な申込みについては、料金加算も含めて別途協議の上決定します。

4. 当サービスに同封できるチラシ等は、責任の所在や掲載内容が明確であり、下記の事項に該当しないものに限ります。また、チラシに記載される連絡先は、原則、弘前市内とします。

   なお、次の条項に該当したり、当所が不適当であると認めた場合、当サービスは利用できないものとします。

   ① 公序良俗に反すること。

   ② 関係法令に反すること。

   ③ 政治活動・宗教活動・社会問題に関するもの。

   ④ 個人・団体等の意見広告を内容とするもの。

   ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に掲げる営業に該当すること。

   ⑥ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切であるもの。

   ⑦ 他の会員、消費者等に対し、不当な利益を与える恐れがあるもの。

5. 当サービスの内容に関する責任は、その一切を利用者(チラシ広告主)に帰属します。

当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。

また、当サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方が誠意を持って対応するものとします。

6. 当サービスの利用料金は、33,000 円（税込）となります。

7. 当サービスの申込み締切日は、発行月の前月 15 日まで、納品期限は発行月の前月末日までとします。

同封するチラシ等の必要部数は変動がございますので、当所にご確認ください。

8. チラシについては各自ご準備いただき、当サービスの利用を希望する「弘前商工会議所会報」発行月の前月末日までに、当所に納品をお願いします。（残部は返却いたしません。）

チラシサイズは A4（折りなし）、A3（2 つ折り）で納品をお願いします。

チラシ等の折込の順番については、順不同とさせていただきます。

9. 当サービスの利用料金は、「弘前商工会議所会報」発行後に当所から利用者に請求いたします。利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。

10. 当所の「弘前商工会議所会報」は、毎月 15 日に会員企業他に発送しておりますが、諸般の事情等により発送が遅れる場合もあります。

11. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員等は、申込書及びチラシ等のサンプルをデータにてご提出ください。

なお、申込み手続きは、前回同様の内容であっても、毎回必要になります。

（令和５年４月１日制定）